

学生宿舍退居及び入居手続きについて(再許可で居室移動なしの者) G棟

2024年度,現在の居室への入居が再度許可された場合であっても,一旦退居の扱いとなります。
別紙「学生宿舍の退居手続きについて」を熟読のうえ,退居の手続きを行ってください。

記

■退居手続

1. 2024年2月22日(木)(学外実務訓練者は2月28日(水))までにG棟事務室に次の書類を提出する。

① 学生宿舍退居願(荷物搬出日3/31,退居検査日記入なし)

※なお,引き続き,自動車やバイクを使用する場合は,あらかじめ車両登録申請書を学生課学生係に提出する必要があります。(期限が切れる場合)

2. 退居検査

引き続き同じ居室に入居するため,荷物の移動,退居検査はありません。居室を一度出ていただく必要もありませんので,引き続き入居してください。

ただし,必ず,一度,居室の大そうじ,(備品,窓,扉,床,壁,エアコン,バルコニー等),共通部分の大そうじ(リビング,キッチン,洗面所,洗濯場,シャワー室等)をして,清潔に保つようお願いします。

3. 預り金

預り金は,3月分光熱水料を差し引き,残額は退居者の口座に5月末頃までに振り込みます。

■入居手続

1. 入居手続きが期限までに完了していない場合は,入居できません。

2. 2024年4月の振替額について(2024年1月現在,変更になる場合あり)

振替額は以下のとおりです。必ず振替ができるよう,口座残高に注意してください。

寄宿料(G棟 24,270円+共益費(290円)+預り金(40,000円)の合計金額(64,560円)

【問い合わせ先】 学生課生活支援係

e-mail seikatsu@office.tut.ac.jp

電話 0532-44-6558(内線 6558)

学生宿舎の退居手続について G棟

提出書類	<input type="checkbox"/> 学生宿舎退居願	提出期限:2月22日(木) (学外実務訓練者は2月28日(水)) (厳守) ※検査希望日の3週間前が 2月21日より前になる 場合は、3週間前までにG棟事務室に提出
	<input type="checkbox"/> 住所変更届	
	<input type="checkbox"/> 学生宿舎 (TUTアロバMのs)退居届	※退居願について、GAC学部生は、指導教員印が必要
	<input type="checkbox"/> 誓約書・チェックリスト	
住民異動届 (住民票の異動)	<p>市外・市内への引越の場合、宿舎内で移動した場合、2週間以内に市役所又は窓口センターに届け出てください。(近隣:高師台窓口センター(南消防署東))</p> <p>学生宿舎内居室移動者で、3/18~3/22に学生課生活支援係に提出した場合は、代理で学生課から直接、豊橋市役所に提出します。(マイナンバーカードを持っていない場合のみ)</p> <p>豊橋市外に転出する場合は、自分で市役所又は窓口センターで転出の届出を行い、新しい住所の市町村役場で転入手続きをしてください。</p> <p>※外国籍者は、本人での手続きが必要なため、自分で住所変更の手続きを行ってください。</p>	
転居届 (郵便の転送依頼)	<p>旧住所あての郵便物を1年間、新住所に転送してもらうため、郵便の転居届(Web入力)を行ってください。</p> <p>郵便の転居届 https://welcometown.post.japanpost.jp/etn/</p> <p>郵便の転居の手続きを行わず、退居後に届いた郵便は、廃棄または、差出人に返送となります。</p>	
宅配便 携帯電話・定期購読の雑誌 (学会誌、情報誌等)	<p>宅配便の登録住所は、早急に変更し、宿舎に届くことがないように注意してください。</p> <p>雑誌等を契約している場合には、必ず中止又は住所変更の手続きをしてください。</p> <p>退居後に届いた宅配便等は、廃棄します。</p>	
居室・施設・備品	<p>居室、施設、備品、壁・床、エアコン、流し台、シャワー室、トイレ、お風呂等に、ひどい汚れ、破損、紛失等は、掃除をし整備をしてください。</p> <p>なお、居室、施設、備品等を故意または不注意で破損・紛失、ひどい汚れがあった場合は、原状復帰、購入・修理にかかる費用を負担することになります。</p>	
退居時の居室清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・居室、備品、窓、扉、壁、床、エアコン等を清掃する。 ・バルコニーを清掃する。 ・共通スペースに置いている個人のは、片づけ、処分をする。 ・共通スペースを掃除する。 ・清掃の際に出るゴミは、分別し、指定日時にごみ集積場所(G棟用)に出す。 (新聞・雑誌はビニール紐等でしっかり縛ること) ・3月中旬頃からE棟北側にコンテナ(臨時設置期間のみ)を設置します。 ・このコンテナには、こわすゴミのみ入れることができます。組立のものは、分解し、小さくして入れてください。 ・大きなゴミ、90cmを超える家具、もやすごみ、プラごみ、危険ごみ、本等紙類は入れることができません。 	
大きなゴミ・リサイクル家電	<p>「大きなゴミ(布団、毛布、マットレス、電子レンジ、カーペット、こたつ、ベッド、机、椅子、家具、自転車等)」及び「リサイクル家電(家電4品目:テレビ(モニター)、冷蔵庫、洗濯機(乾燥機)、エアコン)」については、宿舎ごみ置き場にはだせません。(不法投棄になる)</p> <p>別紙「大きなゴミ・リサイクル家電(家電4品目)の処分方法」を参照し、自分で処分をしてください。</p>	

【裏面も確認してください】

<p>リサイクル家電の処分 (有料)</p>	<p>※リサイクル家電の処分には、入居者自身が、リサイクル料、収集運搬料の負担、事前に手続き等が必要です。 手続き等をせず、放置した場合は、不法投棄となり、処分されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家電小売店に問い合わせをする。 豊家電 0532-45-6521 (大学出入り業者) 2. 豊橋市に戸別収集(有料)を依頼する。 家庭ごみコールセンター:0532-69-0530 <p>※詳細は、別紙「大きなごみ、リサイクル家電(家電4品目)の処分方法」を参照</p>
<p>自動車・バイク・自転車 (不法投棄は「犯罪」)</p>	<p>自動車・バイク等を廃棄する場合は、各自で責任をもって処分してください。 放置した場合には、警察に通報し、しかるべき対応をします。 なお、退居後も自動車やバイクで通学する場合は、学生課⑤番窓口で手続きをしてください。</p>
<p>3月分宿舍経費 (3/21引落予定)</p>	<p>3月分宿舍経費(2月分光熱水料+3月分寄宿料・共益費)の請求額を3月12日頃に掲示します。 3月19日(火)15:00までに必ず入金しておいてください。 (残額が1円でも足りない場合、振替ができないので注意してください。) 振替ができなかった場合は、各自で大学口座に振り込みしていただくことになります。</p>
<p>3月分光熱水料 預り金の返還</p>	<p>3月分光熱水料は入居時の預り金(4万円)から差し引きます。 差し引いた「預り金の残額」は、三井住友銀行豊橋支店の口座に振込みます。 残額が振り込まれたことを確認するまでは、三井住友銀行の口座を解約しないでください。 ※外国人留学生で三井住友銀行の口座が「非居住者」となっている場合は、1月末までに銀行窓口で「居住者」への変更を完了してください。 「非居住者」のままの場合、預り金を返還できないことがあります。</p>

大きなゴミ・リサイクル家電(家電4品目)の処分方法

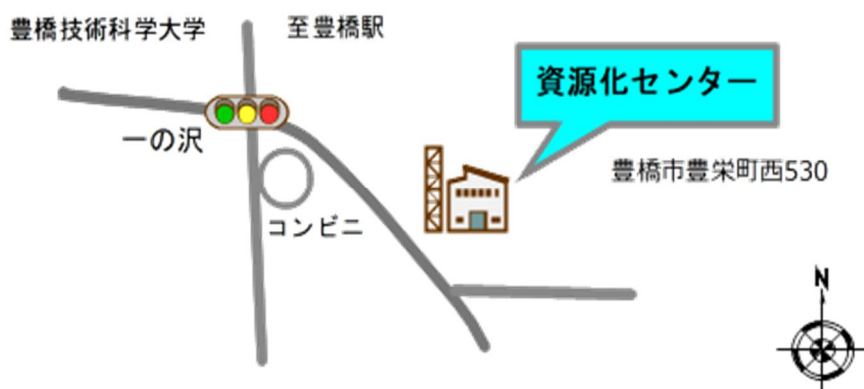
「大きなごみ」や「リサイクル家電(家電4品目)」を大学構内に捨てることはできません!

以下の方法で、自分で処分をしてください。

【大きなごみ】 資源化センターに直接持ち込み,または,戸別収集を依頼する

- 指定品目 布団,毛布,マットレス,電子レンジ,カーペット,こたつ,ベッド,机,椅子,自転車 等
- 指定品目以外
 - ・電気・ガス・石油機器類で一辺が60cm以上のもの
 - ・家具類で高さ90cm以上または幅120cm以上のもの
 - ・その他のもので一辺が120cm以上のもの

- 処分方法
- ①資源化センターに直接持ち込み・・・本人が持ち込むこと(身分証明書等を持参)
 - ②戸別収集(はじめての場合は,電話予約のみ)
 - ※ともに事前予約が必要
 - ・電話予約:家庭ごみコールセンター 0532-69-0530 月~金 8:30-17:00
 - ・インターネット予約 <https://gomi-yoyaku-toyohashi.jp/eco/view/toyohashi/top.html>



【リサイクル家電(家電4品目)】 テレビ,冷蔵庫・冷凍庫,洗濯機(乾燥機),エアコン

- ①~②のいずれかの方法で処分する。(リサイクル料金が必要)
- ① 家電販売店に引き取りを依頼する。(有料)
 - 豊家電(大学出入り業者) 0532-45-6521
 - ※引き取り希望日の1週間前までに申込みしてください。
- ② 戸別収集を依頼する。(有料)
 - 電話予約:家庭ごみコールセンター 0532-69-0530 月~金 8:30-17:00
 - ※収集を希望する2週間前までに申込みしてください。

詳細は,豊橋市役所ホームページで確認

<https://gomi-yoyaku-toyohashi.jp/eco/view/toyohashi/top.html>

バイク・自転車について

転居先に運ぶ等,適切に処理してください。

※ 放置は,【不法投棄】に該当します。

自転車の所有権を放棄し,再利用に供する場合は,

【3月15日(金)まで】に学生課学生係で手続きを行ってください。

※自転車は,資源化センターに,直接自己搬入することで,大きなごみとして無料で引き取ってもらうことも可能です。

(詳細は,「大きなごみの処分方法」を参照)

※バイクは,各自で業者に廃棄を依頼する等,適切に処分をしてください。ナンバー登録に対応した所定の行政機関(地方自治体または運輸支局)で,廃棄の手続きを済ませないと,各種請求を受け続けることになります。

※バイク等の譲渡は,受け取り側が適正な手続きをしなかったり,放置する等トラブルが多く発生し,元の所有者が被害を被る場合があるため,さけてください。

【問い合わせ先】

学生課学生係

Tel: 0532-44-6553(内線:6553)